

霧島市条例第19号

令和7年3月27日

霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年霧島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「職員の員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。